

社発第 T-637 号

2019 年 3 月 11 日

貸借取引参加者

代 表 者 殿

日本証券金融株式会社

代表取締役社長 小林 英三

㈱篠崎屋株式に係る貸借取引の申込停止措置の解除および
今後の貸株利用等に関する注意喚起について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019 年 2 月 26 日付社発第 T-609 号により実施しております㈱篠崎屋株式（2926）に係る貸借取引の申込停止措置を、2019 年 3 月 12 日（約定日）から解除することといたします。

しかしながら、同銘柄の最近における貸借取引の利用状況等に鑑み、あらためて貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起を行うことといたします。

今後、貴社におかれましては、同銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて同銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しては、貸借取引の申込制限措置等の実施の可能性がある旨ご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具